

行政組織の新設改廃状況報告書

平成25年1月28日から

同年8月1日まで

平成25年8月

第184回国会（臨時会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項、復興庁設置法（平成23年法律第125号）第20条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、平成25年1月28日から同年8月1日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

I 内閣府設置法に基づくもの

内閣府本府

- (1) 租税制度に関する基本的事項を調査審議するため、税制調査会を設置した。
(平成25年2月1日)
(内閣府本府組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第24号）)
- (2) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日の前日までの間、政策統括官の職務の特例として、子ども・子育て会議の庶務に関する事務を追加した。
(平成25年4月1日)
(子ども・子育て会議令（平成25年政令第81号）)
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行に伴い、大臣官房の事務に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号及び同条第15項に規定する法人番号の利用に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）を追加した。
(平成25年5月31日)
(内閣府本府組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第161号）)
- (4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）の施行に伴い、平成29年3月31日までの間、大臣官房の事務の特例として、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第7条第1号ホ（1）の相談に関する事務を追加した。
(平成25年6月15日)
(内閣府本府組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第176号）)

II 復興庁設置法に基づくもの

復興庁

復興庁の所掌事務の的確な遂行を図るため、統括官 1 人（平成25年 6 月30日までの間、関係のある他の職を占める者をもって充てる。）を設置した。

（平成25年 2 月 1 日）

（復興庁組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第23号））

III 国家行政組織法に基づくもの

1 総務省

- (1) 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年法律第119号）の施行に伴い、大臣官房の事務のうち、独立行政法人平和祈念事業特別基金に関する事務を削除した。

（平成25年4月1日）

（独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成25年政令第51号））

- (2) 総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、統計研修所の事務のうち、統計に関する図書編集及び刊行に関する事務を削除し、国立国会図書館支部総務省統計図書館に関する事務を統計局に移行した。

（平成25年4月1日）

（総務省組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第83号））

2 外務省

外務省の所掌事務の的確な遂行を図るため、総合外交政策局軍縮不拡散・科学部の所掌事務のうち、宇宙に関する科学に係る外交政策に関する事務を削除した。

（平成25年5月16日）

（外務省組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第143号））

3 財務省

外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する調査、徴収の共助及び文書の送達の共助を行うため、国税庁課税部の事務のうち、外国との租税に関する協定の実施のために行う調査に関する事務（調査査察部の所掌に属するものを除く。）を外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達に関する事務（調査査察部の所掌に属するものを除く。）に改め、徴収部の事務に外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する事務（調査査察部の所掌に属するものを除く。）を追加した。

（平成25年7月1日）

（財務省組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第185号））

4 文部科学省

- (1) 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の施行に伴い、科学技術・学術政策局の事務のうち、放射線による障害の防止に関する事務（放射線障害の防止に関する

る技術的基準の斉一を図ることに係る事務及び研究振興局の所掌に属するものを除く。)並びに放射線水準の把握のための監視及び測定に関する事務を削除し、研究振興局の事務のうち、放射線による障害の防止に関する研究開発に関する事務を削除し、研究開発局の事務のうち、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務並びに水戸原子力事務所の組織及び運営一般に関する事務を削除するとともに、水戸原子力事務所を廃止した。

(平成25年4月1日)

(原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成25年政令第104号))

(2) 文部科学省の所掌事務の的確な遂行を図るため、研究振興局の事務のうち、科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務のうち筑波研究学園都市に係るものに関する事務、研究開発に必要な施設及び設備(関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。)の整備(共用に供することを含む。)に関する事務(情報システムに係る事務を除く。)その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関する事務(研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進に関する事務並びに科学技術・学術政策局の所掌に属するものを除く。)、科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関する事務(科学技術・学術政策局の所掌に属するものを除く。)、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発に係る交流(国際交流を除く。)に関する事務の総括に関する事務、基盤的研究開発(科学技術に関する共通的な研究開発(二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。))、科学技術に関する研究開発で関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの並びに科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なもの(他の府省の所掌に係るものを除く。)をいう。)に関する事務(素粒子科学技術、原子核科学技術、情報科学技術、物質・材料科学技術(物質に関する科学技術であって材料の創製に資することとなるもの及び材料としての物質に関する科学技術をいう。))並びにライフサイエンス並びに健康の増進、日常生活の向上及び人命の安全の確保に関する科学技術に係るものに関する事務並びに研究開発局の所掌に属するものを除く。)、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関する事務、放射線の利用に関する研究開発に関する事務(放射線の医学的利用に関する研究開発に関する事務を除く。)並びに放射性同位元素の利用の推進に関する事務を科学技術・学術政策局に移行した。

また、科学技術政策研究所の名称を科学技術・学術政策研究所に改めるとともに、事務に学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項を調査し、及び研究する事務並びに文部科学省の所掌事務に係る学術に関し必要な図書保存及び利用に関する事務を追加した。

(平成25年7月1日)

(文部科学省組織令の一部を改正する政令(平成25年政令第189号))

5 農林水産省

林野庁の所掌事務の円滑な遂行を図るため、国有林野部の事務のうち、国有林野事業の監査に関する事務を林政部に移行するとともに、林政部の事務のうち、林野庁の職員（国有林野事業特別会計においてその給与を支弁する林野庁の職員（以下「国有林野事業職員」という。）を除く。）の教養及び訓練に関する事務を林野庁の職員（森林管理局の職員を除く。）の教養及び訓練に関する事務に改めた。

また、国有林野部の事務のうち、国有林野事業職員の教養及び訓練に関する事務を森林管理局の職員の教養及び訓練に関する事務に、国有林野事業職員の定員に関する事務の取りまとめに関する事務を森林管理局の職員の定員に関する事務の取りまとめに関する事務に、国有林野事業特別会計の経理に関する事務を国有林野事業債務管理特別会計の経理に関する事務に、国有林野事業特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務を森林管理局及び森林技術総合研修所所属の国有財産の管理及び処分に関する事務にそれぞれ改め、国有林野事業職員の給与、安全その他の労働条件に関する事務及び国有林野事業職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関する事務を削除するとともに、同部の事務に森林管理局の経費の概算の調整及び配賦に関する事務を追加した。

（平成25年4月1日）

（農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第84号））

6 経済産業省

- (1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の施行に伴い、産業技術環境局の事務に同法の施行に関する事務を追加した。

（平成25年4月1日）

（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号））

- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成25年法律第25号）の一部の施行に伴い、産業技術環境局の事務のうち、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）の施行に関する事務（資源エネルギー庁、中小企業庁及び製造産業局の所掌に属するものを除く。）を削除した。

（平成25年5月31日）

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成25年政令第163号））

- (3) 経済産業省の所掌事務の的確な遂行を図るため、特許庁特許審査第一部、特許審査第二部、特許審査第三部及び特許審査第四部の名称を審査第一部、審査第二部、審査

第三部及び審査第四部にそれぞれ改めるとともに、審査業務部の事務のうち、意匠の審査に関する事務を審査第一部に移行した。

(平成25年7月1日)

(経済産業省組織令の一部を改正する政令(平成25年政令第197号))

7 国土交通省

- (1) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)の施行に伴い、海上保安庁警備救難部の事務に、同法に基づき同庁に属させられた事務を追加した。

(平成25年4月1日)

(警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令(平成25年政令第49号))

- (2) 国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、警備救難監の名称を海上保安監に改めるとともに、職務を長官を助け、海上保安庁の使用する船舶、航空機及び情報通信システムの整備計画及び運用に関する事務の整理に関する事務から、長官を助け、海上の安全及び治安に重要な影響を与える事態への対処並びに当該事態の発生防止に関する事務の整理に関する事務に改めた。

(平成25年5月16日)

(国土交通省組織令の一部を改正する政令(平成25年政令第144号))

- (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴い、総合政策局の所掌事務のうち、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の規定による事業者等の努力指針に係る事務の取りまとめ及び同法第2条第7項に規定する特定事業活動に関する事務(同項第2号に掲げるものを除く。)を削除した。

(平成25年5月31日)

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令)

- (4) 国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、政策統括官の職務のうち、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務のうち、重要な施策の調整に関する事務を総合政策局に移行した。

(平成25年7月1日)

(国土交通省組織令の一部を改正する政令(平成25年政令第200号))

8 環境省

環境省の所掌事務の的確な遂行を図るため、地球環境局の事務のうち、環境の保

全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事務（地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項に規定する地方公共団体実行計画をいう。第21条第5号において同じ。）その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）を総合環境政策局に移行した。

（平成25年5月16日）

（環境省組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第145号））